KODAK Color Control Patches © The Tiffen Company, 2000
Kodak LICENSED PRODUCT
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
44
3390

水戸御屋敷御園記

門ナ 4
號 3390
巻

御園の池 上

山代紫こ山と紫むんやの八 池はるふとのうち
もとすゑ一ゝ園うしこの所明るしあるての
世ん亟るたしうこえて寸ねとすは一れ
あはうのうへ八の原の大長池 陸のたくなる塔
竈の海と那のうちはうはしゑ八一 磯のうる浜八
いりはうゝうゝ さしを押出や 能登の海五
くむ塔戈四こゝ五 蓮ひゝん 巻の之ゝ 寸ゝ
きゝハハゝ五ゝ 四 抑の高ゝ 能登一 水ゝ

昭和二十四年一月二十七日
高田甲藏

らをくはたてゝこのゝふとてはうしの方なる紙の
ふの千里のまなかのたゝかひをものがしをさの浜
ゝりの方ハあるまてゝ源義の六條殿おもの
の後こそゝらめしくなるを中保の後上ハ
四町殺之ゝて和好ゝ之たゝとゝ是ハ茶のゝ
ゝ作ゝ之たゝこと〻文ハあとのしこと〻ものゝ
へしたゝゝゝ敦忠の中納ゝの家ハ山荘後園の
修理のゝゝ伏見の山里ゝの外体境 先園あはた付
のしし地ゝハの旧しゝゝ跡しあゝものゝ

あれハのゝ 今の世ゝ見ゝ〻ゝ(侍ゝ中ゝ屋ゝ之ゝ)
てゝ後法ゝこゝきゝて後東極度の仏 庭花又芝蘭師
の作ゝとゝゝゝゝものゝ冥冥の天竜寺雲芳寺の庭ハ
ゝゝとはしゝ和ゝるゝ さて庭くしせいくしものゝ
なこゝとゝゝゝゝ喫茶家の作(書)ゝゝゝゝゝ
てゝこゝしゝゝゝけゝしゝ 玄ゝ小石川の作然ハ芝ゝゝ
威公の好ゝく山ゝゝ池ゝ川ゝゝゝあゝゝゝものハゝ
ゝゝ殿堂のゝゝ乱作地ゝゝゝ為ゝゝをゝしゝ家ゝ
れハゝゝゝ家の山のたゝすまゝ姫ゝき本ゝの海

浅あさぢふの宿にて見れば上野をさして行き人もまれなる
こゝい
大獻院殿すでに御年ふるまで鈴園せられたる山の
松ども枯れの事なるべし御年老せられしゆ
威公のみを御好ましかれ給大寺院にて又手ぶみ
相しられ是は地をもて作らせられ
ぬ公又をはせられしことなる事なるべし
明の舜水ども殿ども御はしため会
されしこと多りぬ後楽園と名付給へしも

御時ゆゑ此の義をもて撰び給ふるとて拾
うくを名たる御園とぞ
東福門院宮ゆゑ殿ども給ふて御覧
せ給ひしく作を作りはれ写りて落せ給
ふ時の
帝ゆゑ歳暮おりしとゆく御感ましくるよ
てこのゆはうく世こそ一宮たれ
うしひをき此園とゆしあ了者のち御代に
重ねうかく宮せたまふゆきにくられ

[illegible]ハ今ハ史所あるもの
[illegible]ハ御園[illegible]
[illegible]大江久昇[illegible]
[illegible]時とて人のとゝ日[illegible]
先年悦[illegible]中[illegible]の御[illegible]
[illegible]の御[illegible]
[illegible]ハ内の御[illegible]の水[illegible]
[illegible]南[illegible]
[illegible]石の[illegible]

[illegible]の三[illegible]
[illegible]
[illegible]

西の此音天満宮あり西に行て廻り茅屋とゝ
たの屋の中ゆ小橋うゝ行て出社を吾妻稲荷と
法所と
此所の南方に御手洗川を渡り時の法ゆゑ祝
毛ゆゑ行て法華堂と法華堂の二ツ半円の
手水鉢あり菊室の二ツ半円の
額を掛て入口に入て右に八しき菊の花壇
はなりめくらさしく拾の手洗鉢あり
御所に第八番の石橋あり

とゝや吉ゝゆゑ八洲の桂本ゆゑ吉ゝ室の中ゆ外
も桐ゆゑ吉ゝ室に花たゝ花ゆゑ比ゆゑ花ゆゑ
ゆゑ花ゆゑ世のはねの桂ゆゑ
迄ゆゑ桂ゆゑ花くゝしの白花さしやうゝあつま
やゆゑ法位上人の手像成長寿ゆゑ仏きて
薬品ゆゑ枝成もたゝ牛蒡ゆゑ花ゆゑ
うとゝゆゑ柳陰の鶴ゆゑ道の石碑ゆゑ
はゝゆゑの書ゆゑ
ゆゑはとく今も今ゝや一世百

度或家ゟ到れハ池水あさくうるしなる道すがら
れなる勝願寺能寺とあり額に林奈酒伝寺の書し享保甲辰
之筆と記す　橋下ゟうつて水面とのとの幅六七丈ほどなるく
常とりたるやうなる石垣たてゆる所ゟ石の橋ゟ
西湖堤とゝ名たる渡月橋なれあたゝすぐに都の
西の名所の山ゟ見はらしれ水清く底のさゝ小かに
数ほとゝ遠く岸ゟ小蛇等とゝ名物なれたるに
美柴せきあるゝ流ゟ五位の滝の口の寒ゝ小
とゝめるし新朗ゟ資宗朝臣の水上いう詠と

こゝゝ名ゝ名ゝ月のまゝのくらすゝや
やゝとめぬ水ゝ早流の水の響ゝ
由たゝゝ名ゝあゝし　の口ゝ切ゝ
道ゝく水ゝうつゝてゝゝは
聞き行のあゝ中ゟ大なる石の辛ゝ
大蘇堤殿ゝしせゝゝ西京陸ゝ
名ゝしは御稲荷体ゝ小石ゝと名ゝ渡月橋
をわたゝゝ山ゝき本の寺ゟ朱の仏閣ゟ八はゝ峰
へ出たゝゝて小高山ゟ見ゝの後ゟ見ゝの

倍ホ橋ゑ[illegible]ホあ[illegible]叫と精滑の板[illegible]樂い橋の
ホホ似たり（赤梅檀とゝう）[illegible]大忠岡より乃（紀寺堂の額また去の一大字の額し）
あ[illegible]家色ゑ[illegible]あ家の[illegible]桐の上[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]
く[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]
あ[illegible]しめへく橋をいたゑこゝし[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]
の麿し橋しゆく[illegible]七丹の虹ゑ[illegible]ゑ[illegible]丹澄の橋を通天と
[illegible]ゑ本澤き[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]
唐戸ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]

水は通天の下を流れさて右堀川に入る
道々の景色たりすることはまた小町塚と一と大石有
是は小町の墓あるて業屋の小町村とむすびつけ考へさせるなり
我ら印ばかりは小野小町の墓と考へさせるなり

とのゝ松　殘さるしやゝ　見すさ

八卦堂は法は八角なる道ばくに一方にまた卦の形
をえりかけたるもの

義公の文昌星の像殘みるせうひ　殘室保のしるや
魁星の像し　他　ほうはされ金畏羅神殘まうこ
ゝはく今は高さ　ゝ　山法ゝ　ゝ　ゝ　

うれ　多く近比中山九備前守の拵られしとぞ
　　すべく
　　其の年色雲の深めしとぞ　ところあり　ぬ　屋　ゆ　杉の
　　葉成こと　ゆ　む　ぞ　多　あ　と　九八屋　て　世五　屋八九分
　　　

雲の比叡寺鏡　鏡の山猿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

この道知遍せたまふ竈戍陽成所とて入給ふ門に
外のあこ戸鄙のやうなるしまを陽たゝ夏なりまをハ夕べの
月の花影四つきあたりのいつもとうつたゝ芳の
ゆうに芳薫ゆうの遠きもりたゝ葉のるはおち
ゆくめきたくさうゆうしき枝の花うゆ〳〵るる
中ゆとうろ〳〵ゆかもうゆ多ち時像ゆ一一ハ
ゆ立く絵のしよう似たゝゆて詠めたゝゆ俄は
十人の中うこ侍りさうめく家ゆ一一て
殿のうらせゆゆ立てゆやうて伊さきの絵ゆるやうゆ

竹ゆとゝ絵ゆ化粧て芝生のようゆくうてゆ一を
化ハ伊言葉と為ゆ伊弉三命成ゆ立ゆ中き多ゆて
陶ゆ前ゆ以てせゆ今ゆ一ゆ中ゆ生ゆ中せゆこと
世間の上古場ゆき詠ゆハ帽のゆゆ中ゆ一中享保
の代ゆとゆ陽成の国名法尾と以て高の高成ゆ以ゆ
ゆてあゆたゆ得仁愛ゆ六ゆうゆあの中ゆ重ゆ
ゆ一一ゆ年〳〵たゝ成こたゝゆ高作ゆ多ゆ
と立ゆをゆうゆうゆゆハ立ゆ人ゆとて第家成ゆ中せ
ゆうゆゆゆゆゆこのゆゆハゆ中一高ゆ列成立く

御系図
中納言殿の系図ハ紫地の錦物衣紋獅子蜜陵の後
の御平文菱前丈カ様御野太刀所後御供とハ色々
御用意ハ四ツ成さしうく供奉ハ物衣布衣ニ烏帽
子ハ色々成せくしてつゝまつらる 三帝殿ハ
物衣の四物衣遠文紋獅子の後の御平文菱色の御装束
四位ハ四方をもたゝ小袖袴ゝ社頭の後ハ殿の
位袋ゝ巻の系図の上あゝ 御母君ハ白四下
丸 御装束ハ四方
作あゝ

設ゝ小一巻の上ハ御系図あ小ハ 三帝殿ハ四あゝ
て左の平敷の上ゝつ色々袴下の尻ゝ延成ゝ小く
やゝ小ゝ小みゝゝ上ゝ侍らゝ同しゝらゝ小ゝ小く供奉
の衣冠五ゝ宮の内源と後付の吏官の二通成ゝ
月のもゝゝ之果おゝ侍成ゝゝ 御系図奉ゝ成ゝ
侍ゝ同一二通成やゝ小ゝ小ゝ小ゝ小ゝ小ゝ
俗俗列成ゝく意上ゝ侍ゝ小ゝ小ゝ小ゝ小ゝ
の小ゝ成ゝ作ゝ 鞠張二人 平雅家 大宝度所 筆無二人 平忠昌 左京亮 左兵衛佐 笛二人 平刑部 狩道岩大

敷一人 [illegible] 白丁二人 [illegible] 之

平僧ハ入ゝ居所ハ [illegible] 舟 [illegible] 太敷ハ [illegible]

[illegible] 人二人一ゝ一敷 [illegible] 平辯 [illegible] 後在 [illegible]

[illegible] 神さひ [illegible] 春道 [illegible] 平定 [illegible] 紀敦 [illegible] 後在 四人立並ひ

と花やゝ [illegible] 桜のさ [illegible] 肩 [illegible] 月と大江

の中ハ一年 [illegible] 山 [illegible] 二市度の中 [illegible]

[illegible]

神のゝらや 小玉の [illegible] 花もみち

[illegible] 洲 [illegible] 山 [illegible] 掃 [illegible]

いと [illegible] 月 [illegible] 遥 [illegible] 遥 [illegible] 遥 [illegible] 遥 [illegible] 遥 [illegible]

[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

氷らめや代々うるれめ宮ぬ水

以五首

[illegible]

袖うつす [illegible]

五月朔つかた侍りしに又小倉殿あはれ伏義と入た

殿ゆもとくなりたれハ殿の伏義弟おれとの遊ぶ枝殿こうそう

世界廣ありて放たせうあてうしこ光ちて心ち

ちる時ハ天ハ涙やしーうの本をのうちはうれ

侍りすし殿

殿のもとハ無せさをなんていと色ゝ抑之

月殿むうーう法中を張たなん出を國拝屋の小社と

仲つとなうう [illegible] 侍(たる殿

義公の御後に仲秋の月に雷鳴ありて後十月に紙陰
の月に雨無月なりとの名ひしに故実発の
御考にて世にいとめずらしきことなりとこの月
五四年なり行いをなふ事千又隔四年又隔四年
たまつい文暴人えてひしてひ御高くまさり侍ら
歌四首の四句目なれば
之暴ろつきて云上す
所八四之とれの上みなり
三命所八書ゆうるなりいと移もうの歌

作ことおくてゆうれ奇のるるとさをとくとハきを
又ゆうの行ものて作ゆるの四之文発重に紀巴の発句歌苔
姫日の幸の之人御庫ゆ納ゆるるるる
うゆ苔をうふ書作ゆうけ中上つき御書ハ
名ゆ御ゆくゆるる御菓子場り
御前歌をうきめれハ之ゆて帰御ゆるせふ誘ゆを
ゆうしの方ゆうて歌
御之歌作さるこて三千と世の花侍得所幸ゆ
てゆとくゆ命しゆつ所ゆうゆやうのてゆ後一ゆれハ

[illegible]
[illegible]
[illegible]
たき[illegible]

文政九年十月九日

昌成

[illegible]
[illegible]
[illegible]